

# 十二天曼荼羅に關する若干の考察

沖松 健次郎

はじめに

数多い別尊曼荼羅の中には、不動明王を中尊として構成されたものも幾つか含まれている。それらのうち四臂不動明王を中尊とし、その周圍に伊舍那天・帝釈天・火天・閻魔天・羅刹天・水天・風天・毘沙門天・梵天・地天・日天・月天の十二天を配したものを一般に十二天曼荼羅と称している。

現存の作例としては、下関国分寺のものが唯一の彩色古本(圖一)として著名であり、また『曼荼羅集』収載の白描圖像(圖二)も広く知られている。これらのものは十二天曼

荼羅の数少ない作例として貴重であるばかりでなく、日本における不動明王信仰や十二天像の展開の一側面としても重要な意味を持つものと思われる。特に国分寺本は、中尊の四臂不動明王及び日月を除いた十天がいづれも大師御筆の様或いは大師御本の傳承を持つ圖像と一致するため、圖像の繼承や展開の面から従来より注目されてきたものである。

しかし、不動明王を中尊としながら十二天曼荼羅と称されるなど、十二天曼荼羅そのものの成立や受容のされ方に關する根本的な問題については、どこか曖昧な把握に留まっているように思われる。

そこで本稿においては、未だ不十分な点はあるが十二天

曼荼羅についての認識を現存作例や文献中の記述を通して整理することを主眼とし、それにより国分寺本延いては十二天像や不動明王を中尊とした曼荼羅への問題を提示し今後の研究の資となるようにしたい。

### 一 東密における十二天曼荼羅

ここでは先ず両密における十二天曼荼羅の使用の状況について確認をしておきたい。

東密においては、不動安鎮法の本尊として十二天曼荼羅を用いたことが、『伝授集』、『澤鈔』、『秘鈔』等の記述から窺える(一)。それぞれ本尊については次のように記している。(以下、／は改行を示す。)

「以四臂不動為本尊書廻十二天」 (『伝授集』)

「尊像中央本尊四臂／廻十二天也」 (『澤鈔』)

「本尊懸十二天萬茶羅中央四臂不／動廻十二天」 (『秘鈔』)

ここで興味深いのは、『伝授集』や『澤鈔』ではあくまでも本尊を四臂不動と記載するのに対し、『秘鈔』では「十二天萬茶羅」の名称を挙げ、その後に割注として詳しく述べていることである。『秘鈔』の記載は、東密における十

二天曼荼羅という名称のおそらく最初の用例と思われる。ただ、安鎮法の本尊であっても安鎮曼荼羅とせず十二天曼荼羅とする点や、また同じ守覚の手になる『澤鈔』と『秘鈔』とでその記述の仕方に違いが見られるという点は問題となる所であろう。この名称についての問題は機会を改めて論ずることとし、今はもう一つ本尊曼荼羅の制作の方法について見てみよう。それについては、『白宝口抄』に次のようにだす(二)。

### 「壇場莊嚴事

口云。本尊曼荼羅絵師潔斎当日図之。日本絹一幅也。中央描四臂不動無彩色。只目口等許彩色之也。次院十二天之種字書之。在位如裏付。不押裏。(後略)」

ここから判ることは東密(小野流)においては不動安鎮法の本尊曼荼羅は、中尊の不動明王の目や口にわずかに彩色を施しただけの白描像で、十二天については種字をもって表していたということである。しかも画絹が一幅とされることから推測して、小幅の簡略なものであったことが窺う。

このように、東密における不動安鎮法の本尊は所謂十二

天曼茶羅ではあるのだが、『白宝口抄』にあるように白描の小幅本であったと思われる。すべてに及んで断定することはできないが、『覚禪抄』に配位のみ載せる久安二年の安鎮法に用いられた曼茶羅も、国分寺本に見るような濃彩色の大幅ではなく、あるいは今確認したような白描種字曼茶羅であったものとも考えられる。では十二天供法の本尊はどうであったのだろうか。

十二天供法は『秘鈔問答』や『白宝口抄』に見るように、大法を修するに際して修法成就のため、聖天法と共に行われるものである。『行林鈔』にはそうした修法助成や道場守護の意義の他、除災増益の意義のあることを述べるが(3)、原則としては単独で行われることはなかったようである(4)。各口伝書には道場觀及び壇図は必ず掲げ、壇図については幾つかの説をだして疑問を述べるものもあるのに対し、本尊曼茶羅については特に項を設けず、「不懸別本尊」(『白宝口抄』)、「此法ニハ別不懸本尊」(後略)(『白宝抄』)とするものもあることから、東密の十二天供法では十二天曼茶羅はほとんど用いられなかったと考えられる。実際、十二天壇を設ける大法の記録などにも曼茶羅の使用は確認できず、専ら十二天壇の供養が中心となってい

たことが窺える。

以上のことから東密における十二天曼茶羅は、不動安鎮法の本尊としては用いられしたが、十二天供法の本尊としてはおそらくほとんど用いられなかったと考えられる。更に安鎮曼茶羅として制作される場合は請雨經曼茶羅の如く、行法当日に描く小幅の白描種字曼茶羅であった。これらの観点よりすれば、国分寺本の三幅一鋪という規模や切金まで用いた製作方法は特異な様に思われる。このことについては、台密での安鎮曼茶羅が示唆的であるので、次に台密における十二天曼茶羅及び安鎮曼茶羅について見てみたい。

## 二 台密における十二天曼茶羅

台密において安鎮法は四箇大法の一つに数えられる程重要なものである。今、実際の修法で用いられた曼茶羅の図様が『阿姿縛抄』及び『門葉記』に収められた修法日記の記事より知られる(5)。表一はそれらをまとめたものである。これによれば台密の安鎮法では中台に金色二臂不動明王、次院に紺青色四臂不動明王八体、外院に八方天を廻ら

すという構成の曼荼羅を主流とし、その他中尊を四臂不動明王として周囲に八方天を配するもの、内院に置かれた大八輻輪の中心に金色二臂不動明王、輻間に紺青色四臂不動明王を配し、外院に八方天を配するものなどが用いられたことが窺われる。それらの内の代表的構成と思われるものが「安鎮法日記集」長治元年十二月三日の記録の裏書に「三昧御説」・「大原御説」・「円融房御説」の三説として挙げられている(6)。「三昧御説」は中台に「金色二臂不動尊」、第二重に「紺青色四臂不動八体」を廻らし、その各々が磐石上の輪に坐すというもので、外院には八方天を配して三重院構成をとる。「大原御説」は中台に「紺青色四臂不動」、外院に八方天を配した二重院構成、「円融房御説」は「中台金色四臂不動」、二重に「青色四臂不動」、外院に八方天を配した三重院構成とするものである。

それらを曼荼羅の構成に着目して分類すると、次のようになる。

三院構成のもの 十六件

天喜四年(一〇五六) 文治四年(一一八八)  
 承保三年(一〇七六) 建久二年(一一九一)  
 長治元(一一〇四)三・二九 建仁二年(一一〇二)

長治元年 十二・三 元久元年(一一〇四)

天治三年(一一二六) 元久二年(一一〇五)

保延六年(一一四〇) 承元三年(一一〇九)

康治二年(一一四三) 建暦三年(一一二三)

応保二年(一一六二) 建保二年(一一二四)

二院構成のもの 九件

そのうち

(中尊の四臂不動と外院の八方天)

康平三年(一〇六〇) 延久二年(一一〇七)

承暦三年(一〇七九) 嘉保二年(一一〇九)

康和二年(一一〇〇)

(内院に中尊二臂不動と八体の四臂不動)

長和四年(一一〇五) 永保三年(一一〇八)

(大八輻輪を中心に置く)

延久三年(一一〇七) 保元二年(一一五七)

これらを時代ごとに通覧すると、十一世紀は構成の分からないものも含めた全十二件の内二院型が八件、三院型が二件。十二世紀は全十二件の内二院型が一件、三院型が八件。十三世紀は全十四件の内二院型が〇件、三院型が五件

となつてゐる。この結果、二院型はほとんど十一世紀に集中している事、三院型は十二世紀に集中している事がわかる。これは密教修法が次第に多壇化複雑化していく過程に対応しており、時代の趣向に合わせて曼荼羅の構成も変化していったことが指摘できるのではないだろうか。

曼荼羅の構成の他に注目すべき点は、曼荼羅図の規模や描かれた八方天の図像、制作に携わつた絵師、及びその過程に関する記事である(7)。規模についてはそのほとんどが「三幅」とすることより大幅であると思われる(8)。そして制作そのものについては、「安鎮法日記集」延久三年の「仏師教禪法橋」、嘉保二年の「仏師丹後講師明舜」、また『門葉記』建仁二年の「仏師法橋勝雅」など絵師の名を挙げる記事に見られるように、制作すべき曼荼羅について指図や手本となる図像を事前に仏師に渡し、さらにその後座主や阿闍梨が出来たものを検分するという非常に手間をかけた念入りの方法をとつてゐる(9)。

このように台密の安鎮法の本尊は十二天曼荼羅ではないが、獸座形式の八方天を用い、中には大原流図様のように四臂不動を中尊として周圍に八方天を廻らすという十二天曼荼羅に近い構成のものも存在したようである。また座主

や阿闍梨が指図を渡して完成後さらに検分を行うという製作方法は大法の本尊としてふさわしく、東密の即日を描く白描小幅のものと対照をなしており興味深い。

一方十二天法については、『行林鈔』七五・十二天供法に「私云。随所穩便懸本尊曼荼羅(項略)」とあり(10)、また『阿婆縛抄』二百二十・普賢延命法日記の承暦四年(一〇八〇)の項には「(前略)十二天壇懸十二天曼荼羅(後略)」(11)と記される。勿論、全ての大法立ての記録に見られる訳ではなく、常に用いられたとはいえないのだが、これらの記述より台密における十二天曼荼羅の使用が確認されよう。さらに、『阿婆縛抄』中の「十二天曼荼羅」の語が行法当時に用いられていたものであるなら、前出の『秘鈔』に先立つ「十二天曼荼羅」の名称の用例として注目される。更に、『阿婆縛抄』に続く用例として『行林鈔』第七五のものが挙げられる(12)。ここでは曼荼羅の形象として「金剛頂瑜伽護摩儀軌」や胎藏界中の図像を引用し、風天・伊舍那天・日天・月天の四天について述べている。そのうち日月二天は次のように記される。

「日天

図云。肉色。左右持蓮。乘五馬車。著天衣。馬色赤。

後本白馬

或十二天曼荼羅中。右手持杖。杖上有仰月。月上日

輪。左拳押腰。乘八馬車。輅前有小天

月天

図云。白肉色。左手持杖。上安仰月形。乘三鳥

或本。持杖之上有半月形。左手屈指当胸

或十二天曼荼羅。右手持杖。杖上有半月形。形上有

兔。左拳押腰。」(傍点筆者)

東密での状況を考えるならば、ここにいう「十二天曼荼羅」は恐らく台密で用いられていたものを指すと思われる、それが形像を描いた大曼荼羅であったことが窺われる。

ここまでの結果から、十二天曼荼羅の使用の実体として、東密では十二天法での使用は不明であるものの、安鎮法の本尊としての使用が、一方台密では十二天供法の本尊としての使用例が確認された。また製作という観点から見た場合、東密は行法当日に描く白描の一幅本であるのに対し、台密は事前に手本を与えて絵師に描かせた彩色の三幅本で、阿闍梨自ら検分し過失のある時には描き直しも命じるという大きな違いがあった。ここにはこの種の曼荼羅に対する両密の態度の違いが明確に出ており、十二天曼荼羅や、

構成要素の上で密接な関連のある安鎮曼荼羅を考へる上で注意しなければならないと思われる。

曼荼羅の使用状況の概略が掴めたところで、つぎに具体的な構成と図像について確認してみよう。

### 三 十二天曼荼羅の構成と図像

『曼荼羅集』によれば十二天曼荼羅は『供養護世八天法』に基づいて構成される。しかし各尊の形像については『供養護世八天法』中には詳かにしないので、主に『金剛頂瑜伽護摩儀軌』を典拠としていたことが各口伝書や図像抄本類中の記述より窺われる。

その基本的構成は四臂の不動明王を中尊として内院に配し、外院四方に毘沙門天(北)、帝釈天(東)、閻魔天(南)、水天(西)、四維(四隅)に伊舎那天(東北)、火天(東南)、羅刹天(西南)、風天(西北)、を置くものである。梵・地・日・月の四天の配置には数通りあり、内院四隅に梵天、地天、日天、月天、が置かれるもの、帝釈天をはさんで両側に梵天と日天或いは地天が置かれ、水天を挟んでその両側に地天、或いは月天が置かれるものなどが

ある。諸尊のこうした配置は十二天壇の壇配置と共通しているが、壇図、曼荼羅図を問わず八方天についてはその位置は一定している（但し流派の違いなどによって、いづれの方位を上位とするかは変化が見られる。）、構成上の問題は梵地日月の四天の配置となる。今、その配置に従い、種字曼荼羅も含めた現存例を便宜的に類別すると表二のようになる。

一類は、東北隅に梵天、東南隅に日天、西南隅に月天、西北隅に地天を配するもので、口伝書中の道場観や壇図ではこの配置法を掲げる例が多い。内側の梵地、日月をそれぞれ外院の東方と西方の正方位に押し出したものが後述の六類となる。よってこれは十二天曼荼羅の配置法のなかで最も一般的な配位であるといえよう。『師口』巻四・十二天供次第に掲げる図には「金剛頂経文」としているが、『白宝口抄』は同じ配置のものを「勧請軌図云。」とし、「金剛頂経説」には東方を上位として梵天を東南、日天を西南、月天を西北、地天東北に配する図をだす。また『行林鈔』巻七十五には「十二天軌云」として配位図を載せる。

二類は梵天を東北、地天を東南、月天を西南、日天を西北に配するもので、『白宝口抄』には「金剛頂経説」とし

だす。

三類は東方上位とし、梵天を東南、地天を西南、月天を西北、日天を東北に配するものである。

四類は日天・月天を置かず、七曜・二十八宿を配するものである。『師口』巻四・十二天供次第に挙げる配位図には「不空儀軌文」と記しているが、「不空儀軌」とはこの場合、『金剛頂瑜伽護摩儀軌』を指すと思われる。実際、同儀軌文中に「於八方中。加兩位。与上下天对。曜東宿西」とあるのと一致し、十二天関係を用いた配置の中では古い形式に基づくものであるといえよう。

五類はいづれも東方上位とし、梵天を東、日天を南、地天を西、月天を北に配する。『白宝口抄』巻一三五・十二天法上には「瑜伽護摩軌不安角居正方。梵天東地天西日天南月天北也。（後略）」としてこの図を出している。先の四類とこの五類は北方を上位とするか東方を上位とするかの違いがあるとはいえず、梵天と地天の間に日天・月天を配置することにおいて共通した構成を見せる。これは『白宝口抄』にあるように梵天と地天の空間的方向性と、その間を運行する天文現象の代表としての日天・月天（或いは七曜二十八宿）の性格を最も効果的に活かした配置法であると

いえる。

五類までは主に壇配置であったが、六類は曼荼羅図の配置となる。基本的配置は五類までのいづれかのものにあたはまるようである。

六類 a・b では内院は不動尊のみとし、十二天は全て外院に置かれる。ただ a と b とでは地天と日天の位置に異動が見られる。a では帝釈天を挟んで梵天が上、日天が下になり、水天を挟んで地天が上、月天が下になる。一方 b では日天が水天の上、地天が帝釈天の下になっている。a の構成は国分寺本や『秘鈔』巻一三・安鎮法に載せる図に見られるものであるが、その典拠は不明である。b の構成は『曼荼羅集』の十二天曼荼羅に載せるとおり、「於帝釈天左右 置梵天地天 或復於龍方 梵地相對置 日天月天位囉宿皆隨轉」とする『供養護世八天法』の構成に基づくものである。c・d では内院四隅に日・月・梵・地の四天、あるいは降三世・軍荼利・金剛夜叉・大威徳の四明王を配する。四明王を内院に配したものについては、『覚禪鈔』や『四家鈔圖像』に「不動曼荼羅」として載せており、その名称の用い方に注意を要する。

ここに見てきた現存例で各尊の具体的な像容について確

認できるものは国分寺本、『曼荼羅集』収載圖像、『四家鈔圖像』収載種字曼荼羅、『曼荼羅集』（仁和寺蔵一卷本）収載種字曼荼羅の四本である。そのうち国分寺本と『四家鈔圖像』、一卷本『曼荼羅集』収載の種字曼荼羅は鳥獸座形式をとり、『曼荼羅集』収載の白描圖像は毛氈座或いは岩座に坐す形式をとる。

国分寺本については十二天の内日月を除いた十天が、醍醐寺の『十天形像』中の圖像に一致することが従来より指摘されており、『金剛頂瑜伽護摩儀軌』の所説とも一致するのでその典拠は明確である。しかもそれらの鳥獸座形式の八方天は東密台密を問わず道場観として伝統的に受け継がれていたものである<sup>(13)</sup>。しかし、日月の二天、及び閻魔・毘沙門兩天の眷属等についてはその典拠とするところ不明で、国分寺本を理解する上で一つの問題であった。この中で、日月二天についてはその圖像の存在を裏付ける記述が、『秘鈔問答』の中に見いだせる<sup>(14)</sup>。いま該部だけ抄出する。

「日天身赤肉色。二手持蓮華或右手捧日輪／左手安腰住赤雲。

乘四馬上或乘／五馬／背後有轎車。背右左有三／古鐘。各付幢。住日輪中。月天身白肉色。右手執月形左拳當腰或二手各持赤色／蓮花。左右相向



乗四驚或乗五馬。如日天赤。如日天有轆車。住日輪中。或持月輪乘七驚」

ここでは「或」以下の割注に注目したい。日天は日輪の中に右手に日輪を捧げ、左手は拳にして腰に当てるという姿勢でおり、座を五馬とし、その背後に轆車を表し更にその左右に幢を付けた三鈷鉞を立てるといふ。一方月天は、両手にそれぞれ赤色蓮華を持ち、日天の如く轆車をつけた五馬に乗り、同じく日輪中にあるといふ。ここに挙げられた両天の形像を国分寺本のそれ(図3、図4)と比較するとき、ほとんど同一といつてよい程一致するのである。しかも月天の記述中にある「或乗五馬。如日天赤」という一文は月天の乗る馬の身色について述べていると思われる。そうであるならば、轆車を含めた形像のみでなく、馬の身色までも日天と同じにすることであり、国分寺本の月天の馬が日天の馬と形像と身色を同様に表現にすることとも共通するのである。これによつて国分寺本と同種の図像をもつたものの存在が、『秘鈔問答』のまとめられた十三世紀末期にあつたことが確認でき、同本の理解に一つの示唆を与えることになると思われる。

この他、『四家鈔図像』、一卷本『曼荼羅集』に収載する、梵地日月を内院の四隅に配する形式のものについても、十

二天の図像をその書き込みから判断すれば、不動明王及び十天はいづれも『金剛頂瑜伽護摩儀軌』にもとづく形像を示し、『十天形像』や国分寺本とほぼ一致する。ただ、日天は「二手各持蓮」、「乗四馬」とするので胎藏界中の日天に近い図像を用い、月天は「左手作拳当腰右手持月形」とあるので、胎藏界中の月曜に近い図像を用いているといえよう。

上記の国分寺本、そして『四家鈔図像』と一卷本『曼荼羅集』に収載の種字曼荼羅から判断すると、十二天曼荼羅中の四臂不動明王及び十天の図像として、『十天形像』に描かれた『金剛頂瑜伽護摩儀軌』所説の図像が広く採用されていたことが理解できるのでないだろうか。そのことは各口伝書や図像抄本のなかで十二天の形像について述べた際、やはり『金剛頂瑜伽護摩儀軌』(若しくは「十二天軌」)の説として挙げられることから裏付けられよう。

一方、興然の『曼荼羅集』に挙げるものは毛氎座形式を示すことで国分寺本などとは大きな違いをみせている。また各尊像は一見現図胎藏界中の諸尊に基づいているようであるが、これも微妙な違いが見られる。その中でも特に目立った違い示すのが伊舎那天、火天、風天であろう。伊舎

那天は象頭四臂とするが、これは興然の『図像集』に「大自在天法則軌云」として大自在天の形象の筆頭に挙げるものと一致する(15)。また火天は右手を施無畏印につくって胸に当て、左手に宝棒を持つ二臂像に、風天は甲冑を着用しない姿とするが、これらの典拠は不明である。

鳥獣座に乗らない系統の十二天に関しては、既に濱田隆氏が京都国立博物館本、『伝授集』第三に挙げる醍醐寺東院仏後壁の十二天、日野法界寺柱絵の十二天について詳しく比較検討されているが(16)、それらのなかにも『曼荼羅集』に見る図像を用いた十二天の組み合わせは見られない。ただ、日月の両天は長髪を後ろでゆったりと束ね、鱗袖のついた羯磨衣を着た天女形に描かれているので、あるいは火羅図等にあるような宋本図像を基として描かれているのかもしれない。

#### 四 まとめ

本稿においては十二天像展開の一側面として意義あるものという観点から、両密における十二天曼荼羅の使用の実態、及び曼荼羅の構成と図像についての整理を行った。そ

れらをまとめると、まず使用の実体と製作に関わる問題として、東密においては不動安鎮法の本尊として用いていたが、十二天供法での使用は不明であったのに対し、一方の台密では十二天供法で用いることや、実際の使用例も確認された。また安鎮法本尊の製作にあたっては東密では行法當日、画絹一幅に中尊不動は白描で、十二天は種字で描くという作法が窺われたが、それとは対照的に、台密では製作期間を設けて発注から検分まで座主あるいは阿闍梨自らが立ち会うという過程を経て、絵師に画絹三幅に彩色で描かせていたというが、これは両密におけるこの種の曼荼羅に対する態度の違いを明らかにしていると同時に、現存作品を理解する上でも示唆に富んでいるといえよう。

構成に関しては教種類に分類されたが、それらもおおたは『供養護世八天法』や口伝書中に「十二天軌」としてだす儀軌(抄文から察すると現存の『十二天供儀軌』とは異なるもののような)の構成に還元されるものであった。図像面では国分寺本と同系統の図像の存在が確認され、『曼荼羅集』収載の白描図像の特殊性に宋本図像を基にしている可能性を指摘した。

これらの事のうち、「十二天曼荼羅」の名称の問題は広

く不動明王を中尊とした曼荼羅の展開の問題として捉え直す必要があり、新たに確認された国分寺本と同系統の図像についても図像展開の問題として検討していく必要があるように思われる。これらについては稿を改め考察していきたい。

## 五 むすび

十二天曼荼羅に対するまとまった研究は現在までほとんどなされておらず、数少ない現存作例である国分寺本や『曼荼羅集』収載の図像に対する見解もそれほど進んではないようである。それは考察の対象となる作例が殆ど無いに等しいことや、使用法や所依經典に関する十二天曼荼羅そのものの曖昧な性格に依っているとと思われる。しかしながら十二天曼荼羅は、藤原期以降の明王信仰の隆盛に伴う不動明王を中尊とした不動曼荼羅の一形態として、また十二天像の展開の側面として看過できない存在であると筆者は考える。今後はそのような観点のもと、更に有機的にそれぞれを捉えなおしていくことが課題となろう。

## 註

- (1) 本尊として出すものは、『伝授集』巻一・安鎮法(大正蔵七八・二三〇a)、『澤鈔』巻六・不動鎮宅(大正蔵七八・四五二c)、『秘鈔』巻十三・安鎮法(大正蔵七八・五五二c)、『白宝口抄』巻百三・不動安鎮法(大正図像七・五〇c)その他道場観としては、『薄双紙』二重第七・安鎮法(大正蔵七八・六七三b1c)、『覚禪鈔』巻七九・不動法下(大正図像五・二二〇c1二二1a)
- (2) 『白宝口抄』巻百三・不動安鎮法(大正図像七・五〇c)
- (3) 大正蔵七六・四七〇c
- 「私云。此供可有二意。一者受習真言印契一期念誦。及修護摩灌頂等法。為助修法。為護道場。為除障難可請供之。其時儀則可隨本法。二者但為消除災障增長福壽。可祈供之。其請供儀須會諸文。以足効驗之扶疏矣」
- (4) 『秘鈔問答』十五・十二天供法(大正蔵七九・五六五c)には「澤抄云。大法小壇外十二天供。別修イト不聞。及鎮宅マドミ御御修法略シ物供ニセヨナト施主イハバ可行。此十二天供也マク」と、また
- 『白宝口抄』巻三五・十二天法上(大正図像七・一九九a)には「凡十二天法聖天大法時必加立此兩壇。是法成就之義也(後略)」とある。

但し「秘鈔問答」にあるように安鎮法を略式に行うときは十二天法を行うこともあつたようである。

- (5) 『阿婆縛抄』卷二百二十二・安鎮法日記集(大正図像九・八九七b~九四一a)

『門葉記』安鎮法(大正図像十一・六九一~七四七a)

- (6) 大正図像九・九〇四a~b

『曼荼羅

中臺金色二臂不動尊次周匝紺青色四不動八體。各盤石上輪之上坐次周匝八方天繪之

中臺紺青色四臂不動尊次院八方天繪之

中臺金色四臂不動次青色四臂不動次八方天繪之

- (7) 『阿婆縛抄』康平三年(一〇六〇)七月十六日、延久三年(一〇七二)七月十九日、承保三年(一〇七六)一月十三日、永保三年(一〇八三)十二月十五日、嘉保二年(一〇九五)六月九日、康和二年(一一一〇)五月二四日、長治元年(一一〇四)一二月三日、

『門葉記』康治二年(一一四三)三月十六日、建仁二年(一一〇二)一月一日、元久元年(一一〇四)一月二十二日、元久二年(一一〇五)、建保二年(一一二四)十二月四日

- (8) 三幅とするものは

『安鎮法日記集』康平三年七月十六日、承保三年十二月十三日、

康和二年五月二十四日、保元二年九月二十三日、

承元三年七月二十九日、建保二年十二月四日

『門葉記』康治二年三月十六日、元久二年十一月二十二日

尚、二幅とするものは

『安鎮法日記集』・『門葉記』文治四年十二月九日、建仁二年十一月十一日

- (9) 『安鎮法日記集』

延久三年(一〇七二)七月十九日

『曼荼羅事

座主御支度云。中心四臂不動。迴八方天而佛師所圖繪本支度相違也。謂八幅輪上中央四臂不動。次八幅間四臂不動書。其數八體也。次八方天書。即召佛師教禪法橋檢之。申云。

不見御支度也。但先景宇治殿令修安鎮御修法給時、圖樣畫也。座主可書改由雖被仰。及晚年不能書改。仍整懸此樣、曼荼羅令勤修給了。院尊阿闍梨被召問之處。申云。有此圖樣者。但阿闍梨被申云。中央二臂根本明王像。迴四臂不動八方天像。

(四)

教禪法橋画図様如此。明王色皆青黒也」

嘉保二年(一〇九五)六月九日

「(前略)曼荼羅中心四臂不動。第二八方天也。佛師丹後講師明舜從御房賜指圖奉繪也。(後略)」

## 『門葉記』

建仁二年（一一〇二）十月十一日

「次西刻許。佛師法橋勝雅。銅細工<sup>以師</sup>被召進之。先曼荼羅并十  
六幡之形象等子細仰含仏師了。且曼荼羅賜圖樣。其上重令仰  
知御衣絹二輪也。三重曼荼羅也。中臺黄色不動<sup>尊</sup>坐金盤石。  
身長八指<sup>云々</sup>仍居タケ五寸六分歟。火焰中多有伽樓羅形<sup>云々</sup>第二  
重紺青色四臂不動。八輻輪如先。立背坐瑟瑟盤石。第三重八  
方天等各乘獸座」

「坐立事ハ如曼荼羅ノ可圖也。而曼荼羅ハ八方天皆坐像也。但  
如水天龜背二起立不可惡歟。仍少々立像相交有何事哉思食之間。  
爲任佛師計如常可圖之由仰遣也<sup>云々</sup>」

(10) 大正藏七五・四七一 a

(11) 大正図像九・八六八 a

(12) 『行林鈔』七五・十二天供法（大正藏七五・四七五b-c）

(13) 但し、東密においては十世紀前半の『要尊道場観』以後、『秘  
鈔問答』などの十三世紀以降の注書に至るまでは、道場観とし  
て具体的な座や持物を説くものは見られない。

(14) 『秘鈔問答』卷十五・十二天供法に十二天形像についての問  
いに対する答えとして次のように出す。

「問。十二天形像如何。答。伊舎那身浅青肉色。三目忿怒二  
牙上出。以觸髀為瓔珞。右手持三鉗鉢。左手持劫波<sup>鉢</sup>。頭冠  
中有二仰目。乘黄豊牛。帝釈身金色。右手持三古。左手陀右脛

或左角ノ雲鬘ノ左脚垂下乗白象。住五色雲中。火天身赤肉色。四臂第一  
持仙杖。次手持軍持。左第一施無畏。次念珠石出左足底。遍身有火

炎。乘半月<sup>或云ノ臂</sup>。焰魔身赤黑色四臂。右手持人頭幢。左手仰掌  
與願印。乘青水牛羅刹身赤肉色。右手持劍左手作劍印。乘師子。

水天身浅綠色。右手持劍。左手執龍索。頭冠上有五龍。住水中  
乘龜。風天身赤黑色。著甲冑。右手持執独古頭劍。劍上有有緋  
幢。

或三頭幢。左手托胯<sup>或左手ノ安樂</sup>。住雲中乘鬘。多聞身金色<sup>或肉色</sup>。著七宝莊  
嚴甲冑。右手持宝棒。左手持宝塔。視之乘右左二鬼上。梵天身

赤肉色有四面<sup>正圖左側頂上四臂</sup>。右一手仰掌置脚上。次手持一古戟。  
左一手持寶瓶。次手執蓮花。

或右二目鉢二眉鬘頭印。左ノ持赤蓮花。三手持盛花器。住五  
色雲中乘三鷲。地天身肉色。右手當胸與願。左手捧盛花器。住  
黑雲中。日天身赤肉色。二手持蓮華<sup>或右手持日輪ノ左手云云</sup>。住赤雲。乘四

馬上<sup>或乘ノ五馬ノ背後有騎鹿。或右左有二三寶鏡。住日輪中。</sup>

月天身白肉色。右手執月形左拳當腰<sup>或二手持赤色蓮花。或在右肩間。乘四鷲。或右  
手。即天衆。即日更有騎鹿。住日輪中。或持月輪七寶</sup>。大正藏七九・五六五b-c

(15) 『図像集』（大正図像四・三五九c）

「大自在天法則軌云。（中略）四臂像。大虫皮衣。頭戴七宝冠。  
右下手把鉞斧。右上手把歡喜团盤。左上手執棒。左下手執斧。  
其頭如象頭。左辺牙折以嘴繞。取歡喜团勢。項底種種瓔珞。著  
白縹朝霞。右脇上角絡披。脚踏金山<sup>云々</sup>」

(16) 濱田隆 「十二天画像の研究（四）」（『佛教藝術』七三）昭

和四四年

## 図版典拠

図 1、3、4 筆者撮影

図 2 『大正新脩大藏経』 図像第四卷

図 5、6 『大正新脩大藏経』 図像第三卷

図 7、14 『大正新脩大藏経』 第七十八卷

## 〈付記〉

本稿は平成七年九月三十日、学習院大学に於いて行われた美術史学会東支部例会における口頭発表「国分寺本十二天曼荼羅について」を基とし、発表では触れられなかった資料的な部分を中心にまとめたものである。執筆に際しては真保亨先生、柳沢孝先生を始め多くの方々のご教示とご助言を賜り、また国分寺本の調査に際しては、国分寺住持の石田陽俊氏から格別なるご高配を賜りました。ここに記して深く謝意を表します。

(おきまつ けんじろう)



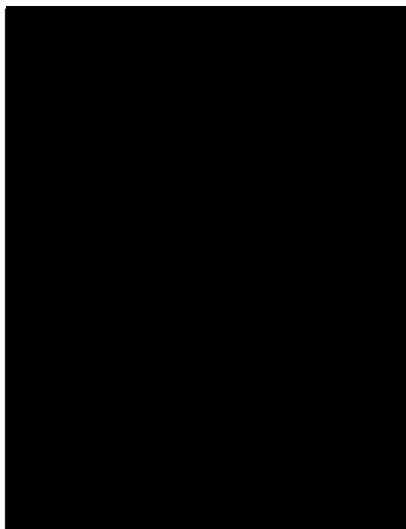


図2 十二天曼荼羅図  
 (『曼荼羅集』のうち)



図1 十二天曼荼羅図  
 絹本着色 縦174.2 横134.2  
 十三世紀前半 下関 国分寺

図4 図1部分 (月天)

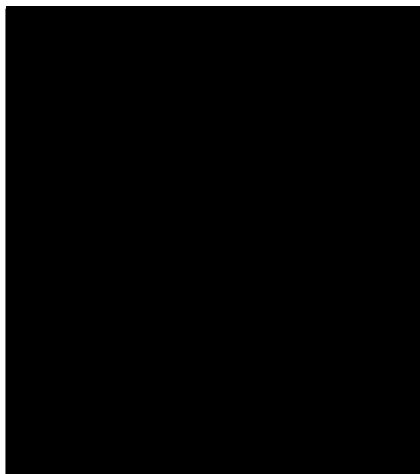


図3 図1部分 (日天)

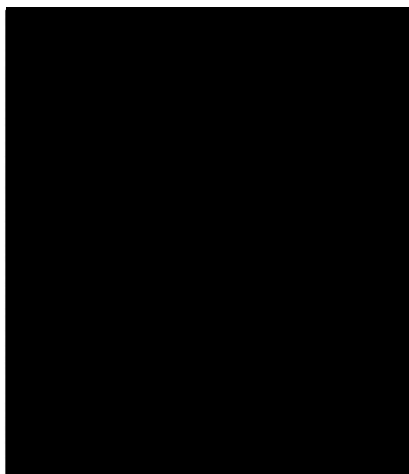




表 2

類別	一	二	三	四	五	六
四天(梵地・日月)の配置	梵天―東北 日天―東南 地天―西北 月天―西南	梵天―東北 地天―東南 日天―西北 月天―西南	梵天―東南 地天―西南 日天―東北 月天―西北	梵天―北 地天―南 七曜―東 二十八宿―西	梵天―東 地天―西 日天―南 月天―北	二院構成 a 梵天・日天が帝釈天の上下 地天・月天が水天の上下 b 梵天・地天が帝釈天の上下 日天・月天が水天の上下 c 内院四隅に四天 梵天―東北 日天―東南 地天―西北 月天―西南 d 内院四隅に四大尊 降三世―東南 軍荼利―西南 大威徳―北西 金剛夜叉―北西 帝釈天の左に梵天、右に日天 水天の左に地天、右に月天
配位図・図像等の所在	『要尊道場観』一(円壇)・『別行』(図7) 『諸尊要抄』(図8)・『澤鈔』(図9) 『行林鈔』・『師口』(図10 a・b)・『白宝口抄』	『玄秘鈔』(図11) 『白宝口抄』	『秘鈔』(十二天供・東方上位) (図12) 『薄双紙』(東方上位)	『要尊道場観』二 『師口』三(不空儀軌文・図10 c)	『事相料簡』(東方上位・図13) 『白宝口抄』(瑜伽護摩軌説・東方上位)	国分寺本 『秘鈔』(安鎮法・図14) 『曼荼羅集』
						『四家鈔図像』(図5) 『寛禪鈔』(東方上位) 『四家鈔図像』(東方上位・図6)

図6 不動曼荼羅 (『四家鈔図像』のうち)

図5 十二天曼荼羅 (『四家鈔図像』のうち)

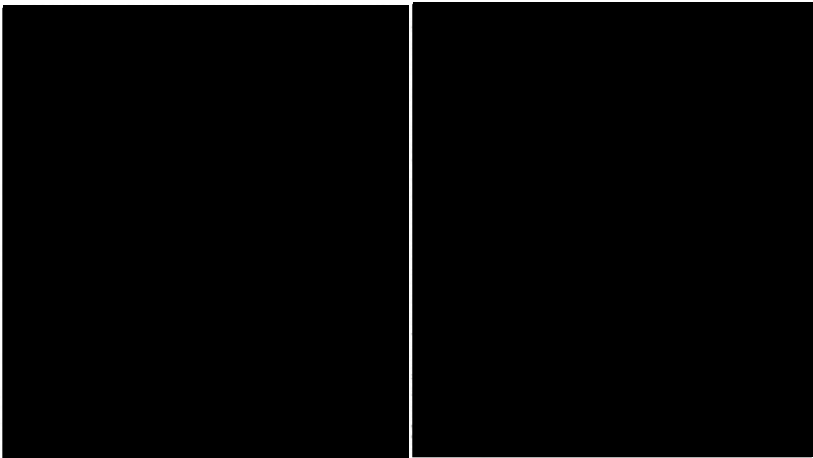




図9 沢鈔卷7・天等・十二天

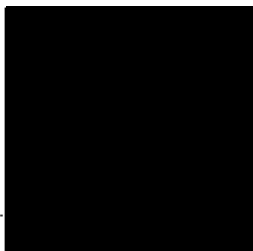


図8 諸尊要抄卷13・十二天頭次第

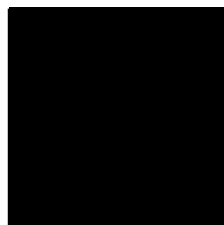


図7 別行卷6・十二天供略作法

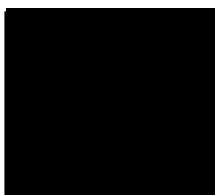


図11 玄秘鈔卷4 第五世天壇

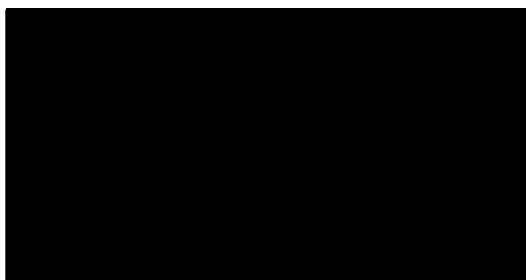


図10 師口卷4・十二天供次第 (但し、a.b.c は筆者)



図14 秘鈔卷13・安鎮法



図13 事相料簡・神供図様行法不可事



図12 秘鈔卷17・十二天供頭次第